

平成26年度第11回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成27年1月23日（金）午後5時～午後6時22分
開催場所	本庁 東庁舎4-2会議室
出席者	市長、副市長、総務部長、危機管理部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、教育部長、上下水道部長、病院事務部長
審議事項	
	(1) 新市立伊勢総合病院の建設について <病院事務部> (2) 伊勢市合理化事業計画（第二期小俣町地域分）の改定について <環境生活部> (3) ふるさと未来づくり資金の概要について <環境生活部>

1 新市立伊勢総合病院の建設について<病院事務部>

概要

新市立伊勢総合病院の建設について、全面新築方式で進めるか、既存建物活用方式で進めるのかについて、審議を行った。

主な概要については、以下のとおりである。

(1) 基本方針の決定に向けての比較検討について

検討項目	既存建物活用案 (管理部門として活用)	全面新築案 (基本設計完了時想定)	比較のポイント
建設コスト (概算工事費)	98.56 億円	104.16 億円	全面新築案は既存活用案に対して5.6億円高くなる。
延床面積	24,800 m ²	24,800 m ²	
うち、 医療機能関連面積	7,100 m ²	7,900 m ²	既存活用案の場合、建物構造区分の関係から、医療機能関連面積が全面新築案よりも800m ² 少なくなる。全面新築案と同規模の医療機能関連面積を確保するために、既存活用案に800m ² 追加した場合、概算工事費は101.92億円となり、全面新築案との差額は2.24億円となる。
外来診療配置計画 来院者の利便性	△	○	既存活用案の場合、外来診療が1.2階に分散する配置となる可能性が高い。分散配置となる場合、来院者の上下階の移動が必要。
管理部門スペース スタッフ等の就業環境	△	○	既存活用案の場合、管理部門スペースは十分に確保できるが、医療機能関連部門との動線が長くなり効率的配置に制約がかかる。

グラントオープンまでのスケジュール	△	○	既存活用案の場合、新病院開院後に既存建物の改修工事を行うため、解体・駐車場整備等の全工程の完了が全面新築案よりも遅くなる。
-------------------	---	---	---------------------------------------------------------------

(2) 検討結果

- ・新病院の建設において、基本計画で目指した医療機能を充実させ、建設費を抑えて将来的な負担を少なくすることは、今後の病院事業の健全運営を行っていく上で重要課題である。
- ・医療機能を確保した上で全面新築で建設する場合、既存建物を活用する場合と比較して、工事費で 560,000 千円高く、元利償還金の実質負担額は約 14,000 千円（年間）大きくなる。
- ・既存建物を活用した上で、全面新築案と同規模の医療機能関連面積を確保した場合の概算工事費は、224,000 千円の差となり、将来的（30 年間）な元利償還金の実質負担額の差は約 6,000 千円（年間）である。
- ・建設コストや医療機能の確保、建設スケジュール等の比較検討の結果として、建設コストは高くなるが、来院者の利便性や各部門の効率的配置等、医療機能の充実を既存建物活用案よりも制約なく設計できる全面新築による新病院を建設することとしたい。

結論

提案された新築案で進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・建設基本計画時と比べ、計画面積、建設単価ともに増となっているが、その根拠は何か？
→計画面積の 10%増については、プロポーザルの時点で設計事務所から面積が不足すると分析がされており、当院は、地域が必要とする急性期から回復期、慢性期、ひいては予防医学にも力を注いでいくことから、これら多岐に渡る医療施設、設備を充実させるためには、面積を増やさざるを得ないと判断した。
建設単価については、社会の状況が変化する中で、様々な手段を講じながら情報収集を行っている。建設物価調査会が示す単価（412,000 円/㎡）なども参考にした。ただし、価格高騰は今後も継続する見込みであり、工事費算出においては、基本設計終了時における時点以後の単価で整理する必要があると考えている。
- ・総事業費が増加することに伴い、財政収支計画の見直しが必要となると考えるがどうか。市の繰出金に対しても影響が生じる。
→財政収支については、工事以外の電子カルテシステムや医療機器の整備費なども含めて調査を進めているところである。これらもあわせて全体の財政収支をしっかりと示したいと考えている。繰入金に関しては協議も行っている。ただし、今回の工事

費の変更に伴う将来負担については、全面新築案で30年間償還を行なう場合、当初計画と比べて年間あたり約8,300万円の増加となる。

- ・設計業務の履行期間が延長されることに伴い、工期が短縮されることとなるが、開院時期への影響は？

→現時点では、建設工事の完成時期が流動的であるため、見通しがはっきりしてきた時点で、見直しも考えたい。

- ・他市の事例においても入札不調となっている状況があり、今後も資機材費、人件費が高騰することも懸念される。

- ・施工業者を選定する際に、応募がない場合、あるいは入札不調となった場合における対応は想定しているのか。

→現時点においては、予定価格を設定して工事予定業者を入札するのではなく、基本設計で算出された金額を目標工事額と設定し、工事価格と技術提案を提示してもらうことを想定している。また、目標額と差異がある場合は、目標額に近づけるように協議を行ないながら実施設計を進めることを想定している。

資料 付議事項書

2 伊勢市合理化事業計画（第二期小俣町地域分）の改定について

＜環境生活部＞

概要

合理化事業計画（第二期小俣町地域分）の改定について審議を行なった。
主な内容については以下のとおりである。

(1) 改定における考え方

従来の代替業務の提供に加え、金銭支援も含めた合理化策を講じることとなるが、
国・県と協議を行ない策定することで以下のとおり進める。

- ・計画一本化への推進力
- ・金銭支援の算定根拠等の基礎固め
- ・金銭支援に対して租税特別措置法の適用を受け円滑な廃業を図る

(2) 改定内容

- ・小俣衛生の廃業
- ・小俣衛生への金銭支援
- ・明野第三地区、陸上自衛隊明野駐屯地の許可業者の変更
- ・南部清掃に代替業務として資源ごみの回収業務を追加提供

※金銭支援（転廃交付金）の算定基準

公共用地の取得に伴う損失補償基準（第43条営業廃止の補償）を適用。

結論

提案のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・将来的にも転廃する業者はあるのか。

→現時点では特定の業者があるわけではないが、処理量が少なくなる中で、市としては計画に基づく基準まで、許可台数を減らしていく必要がある。これに伴い、業者の転廃などについて相談させていただくことも検討しなければならない。

資料

付議事項書

3 ふるさと未来づくり資金の概要等について<環境生活部>

概要

平成 27 年 4 月 1 日施行予定の「ふるさと未来づくり条例」に基づく「ふるさと未来づくり資金」について、これまでに行なった議論を確認し、最終的な内容の確認を行なった。

主な内容は以下のとおりである。

(1) 内訳

①基礎部分

事務運営費：まちづくり協議会の運営に対する資金（240～300 万円）

活動事業費：まちづくり協議会の地区まちづくり計画に位置づけられた事業に対する資金（100 万円）

②一括交付金化事業部分

- ・地区連絡員事業分（広報配布等）
- ・廃棄物減量等推進員事業分
- ・振興助成金分
- ・元気なまちづくり協働事業補助金分

※計算の世帯数の基準日：前年度の 9 月 30 日時点で算出

(2) 一括交付金化事業部分の交付先の選択制

- ①選択 1：まちづくり協議会で一括交付金化事業を行なう
- ②選択 2：一括交付金化事業を従来どおり自治会単位で行なう

結論

提案どおりの内容のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・活動事業費、一括交付金化事業費の基金積立の要件等を整理しておくべき。

資料

付議事項書